

要 望 書

全国市議会議長会は、平成21年度産業経済対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成20年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 奥 谷 進
(青森市議会議長)

目 次

1. 原油価格高騰対策について 1
2. 食の安全及び消費者の信頼確保対策について..... 3
3. 農業振興対策について 5
4. 林業振興対策について 8
5. 水産業振興対策について 10
6. 農林水産業共通対策について 12
7. 中小企業振興対策等について 14
8. 資源エネルギー対策について 17

1. 原油価格高騰対策について

原油価格の上昇は、燃油価格のみならず資材価格の高騰も招き、農林水産業、製造業、運送業など様々な産業に大きな影響を与えている。

特に、生産価格に燃油や資材の占める割合が高い施設園芸農家や漁業、運送業は操業中止や経営規模の縮小を余儀なくされるなど、中小・零細規模の生産者・経営者にとって文字通りの死活問題となっている。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 農林水産業支援対策について

- (1) 零細な経営形態にある農林水産事業者に配慮した、省エネルギー及び代替エネルギーにつながる機器導入に対する助成など支援策の充実強化を図ること。
- (2) 生産費に占める燃料費の比率が高い施設園芸農家等に対し、省エネ対策・省エネ型農業機械整備対策の継続と財源の確保を図るなど将来を見据えた対策を講じること。

- (3) 軽油、A重油など漁船用燃油価格に一定金額を補助するなど支援措置を講じること。また、漁船用高効率・低燃費エンジンの実用化など、省エネ型漁業への転換の促進と石油代替エネルギーによる生産技術の開発と導入を促進すること。
- (4) 地方自治体が独自に行っている原油価格高騰対策に対し財政支援を行うこと。

2. 中小企業支援対策について

- (1) 下請中小企業による原油価格高騰に伴う製品やサービスへの価格転嫁が円滑に進むような施策を講じること。
- (2) 産業用油種（軽油、重油）等の供給と価格の安定を図ること。

2. 食の安全及び消費者の信頼確保対策について

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、食品の偽装や不正表示問題など、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、消費者の信頼回復を図るため不正を見逃さない監視体制の強化など、より一層の取組が求められる。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 食品の適正な表示の実施について

食に対する安全と安心を確保するため、製造業者、販売業者等への適正な表示の実施を徹底させること。

また、輸入食材等を含めた食品検査体制を一層拡大し、表示監視への取組を強化すること。

2. 牛海綿状脳症（BSE）問題について

BSE問題に関して、輸入牛肉については国の責任に

において、安全・安心が確保されるよう万全の検疫対策を講じること。また、国産牛肉に関しては地方公共団体が実施するBSE対策への財政措置を引き続き行うこと。

3. 高病原性鳥インフルエンザ問題について

高病原性鳥インフルエンザについては、新たな発生を防止するため、感染経路の解明、防疫対応の徹底等のみん延防止対策の強化を図ること。また、地方公共団体が実施する高病原性鳥インフルエンザ対策に対する万全の財政措置を行うこと。

3. 農業振興対策について

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

このような状況の下、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図り、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 農業の持続的な発展に関する施策について

(1)「水田経営所得安定対策」(北海道においては「水田・畑作経営所得安定対策」)については対象品目の要件緩和を図り、地域振興に対応する農作物を加えることが可能となるようにすること。

(2)「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」や「農地環境整備事業」など耕作放棄地解消に資する施策を一層充実し、「21世紀新農政2008」に示された「平

成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す」という目標の達成を図ること。

- (3) 農地・農業用水等の農村環境を守り、環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」の一層の充実を図ること。

2. 中山間地域等直接支払制度について

農地の保全のみならず、集落の活性化や森林の管理に対する重要施策である「中山間地域等直接支払制度」を恒久的制度とするとともに、その充実強化を図ること。

また、交付金の国負担の拡充及び事務手続の簡易化を図ること。

3. 食料自給率の向上について

- (1) 「日本型食生活」を推進し、米を中心とした国産食材の生産を拡大し、食料自給率の向上を図ること。
- (2) 「水田等有効活用自給力強化向上対策」に示された、自給力向上作物である米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大に対する支援の拡充を図ること。

- (3) 米の消費拡大のため米飯学校給食の実施強化等の施策を積極的に推進すること。
- (4) 地域農業の活性化を促進する地産地消活動が地域の自主的な取組として定着するための施策の充実を図ること。

4. 飼料・肥料価格の高騰対策について

- (1) 世界的な穀物価格の上昇に伴う配合飼料の高騰による畜産・酪農経営を改善するため、配合飼料価格安定制度の充実強化並びに生産コストに見合った畜産物の販売対策等について、必要な対策を講じること。
また、粗飼料の増産対策等による自給飼料増産確保対策の拡充を図ること。
- (2) 本年に入り急騰している国内の肥料価格は当面上昇が予想されることから、肥料コスト低減に向けた取組の強化など肥料価格高騰対策の一層の充実を図ること。

4. 林業振興対策について

森林は国土の保全、水資源の涵養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが必要不可欠である。

しかしながら、我が国林業は木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化が進行し、維持・管理が困難な森林が増加している。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 森林・林業基本計画に基づく施策について

国土の保全、水源の涵養等、森林の持つ重要な役割を維持するため、森林・林業基本計画に定める「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」が着実に達成されるよう、施策を積極的に推進すること。

2. 地球温暖化対策について

- (1) 地球温暖化防止への貢献や、次世代に美しい緑を残すため、森林整備事業の充実や針広混交林化・広葉樹林化等、多様な森林づくりを推進する「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」へ一層の支援を図ること。
- (2) 森林による二酸化炭素吸収量の確保を目的とした「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を効果的・効率的に推進すること。

3. 国産材利用の促進について

国産材の需用拡大のため、生産、加工及び流通の一体的な整備を図り、木材の安定供給体制を推進するとともに、国産材需要の約6割を占める住宅資材での利用を中心に、消費者重視の新たな市場を拡大する施策を充実すること。

5. 水産業振興対策について

我が国の水産業は、水産資源の枯渇化による漁獲量の減少とそれに伴う漁業経営の低迷、担い手の減少や高齢化の進行により極めて厳しい状況下にある。

我が国の重要な資源である水産物を安定的に確保するためには、水産業の健全な発展が重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 水産基本計画に基づく施策について

「水産基本計画」に定められた漁村地域の振興及び環境・生態系の保全を重視した施策の展開を積極的に図ること。

2. 資源回復計画の着実な実施について

水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源を回復させるため、現在全国でさまざまな魚種・水域について「資源回復計画」が実施され、その成果に期待が寄せ

られている現状に鑑み、「資源回復計画」の着実な実施に向け、今後とも十分な支援を行うこと。

3. 漁船漁業構造改革総合対策事業の充実強化について

平成19年度に策定された「漁船漁業構造改革総合対策事業」に関しては、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者の育成に資する重要な施策であることから、事業費の増額等、拡充強化を図るとともに、申請の簡易化など、より地域や漁業者の実情に即した施策とすること。

6. 農林水産業共通対策について

農林水産業の振興は地方活性化の要であり、農林水産物の自給は国家における重要責務である。よって国におかれては、その持続的な発展を図るうえで、特に課題となる下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 担い手の確保・育成について

農林水産業を維持し、持続的かつ健全なる発展のため、担い手の確保・育成対策の拡充強化を図ること。

2. WTO等貿易交渉について

世界貿易機関(WTO)をはじめ、経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)等諸外国との貿易交渉においては、我が国の農林水産業の厳しい現状を十分に考慮し、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

特に日豪EPA交渉に当たっては、我が国の重要品目である米、麦、牛肉等の農産品について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

3. 災害に強い国土と農林水産業に係る基盤整備について

農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業等の防災事業を強化することにより、災害に強い国土と農林水産業に係る基盤整備を図るとともに、災害発生時の被害復旧施策の拡充強化を図ること。

4. 野生鳥獣等による農林水産物被害の防止について

野生鳥獣等による農林水産物被害を防止するため、防除対策の調査研究を行うとともに、防除等に必要な技術支援及び財政支援の拡充を図ること。

7. 中小企業振興対策等について

我が国全体の景況は一進一退の状況にあり、中小企業の景気動向指数は低迷を続けている。

中小企業の活性化は地域の経済・雇用に重大な役割を担っており、特色ある地域の発展に不可欠である。

10月30日に発表された追加経済支援では30兆円規模の保証・融資枠の拡大が資金繰り対策として示されているが、原油高騰や金融不安による貸し渋りなどで経営体力が衰弱している中小企業の復興には、借り入れる側への使い勝手の良さなど、きめ細かい配慮が重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中小企業への支援について

- (1) 緊急信用保証と緊急融資については深刻な資金不足に悩む中小企業の現状を鑑み、相談窓口の充実や審査の迅速化など円滑な借入れが可能となるよう配慮すること。

- (2) 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に示された、地域を支える中小企業の経営の向上に向けた税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置につき、その充実強化を図ること。
- (3) IT化などを通じた中小企業・小規模企業の経営能力向上支援や地域の技術力などを結集・融合したイノベーションの創出等、中小企業の視点に立った支援の拡充強化を図ること。
- (4) 「新現役チャレンジプラン」や「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」に示された60歳以上、若年層等への就業支援を強力に推進し、雇用問題に苦慮している中小企業への人材の確保を図ること。

2. 地域ブランドの促進と保護について

地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図るとともに、日本の地名や登録された地域ブランドが中国等において無断で商標登録されていることに関してその対策を急ぐこと。

3. 中心市街地の再生について

中心市街地の再生に向け、医療・福祉・文化等の公共

公益施設の立地誘導、公共交通機関の利便性向上、市民の交流を促進するための広場・緑地・歩行空間等の機能充実など、各種施策の拡充・強化を図ること。

8. 資源エネルギー対策について

石油等の化石燃料が枯渇へと向かい、また地球温暖化防止のため二酸化炭素排出量の抑制が急務となっているが、我が国の資源エネルギー需要は、ほぼ一貫して増加基調で推移しており、経済発展や国民生活に大きな役割を果たしている資源エネルギーの安定的供給を引き続き図ることが重要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新エネルギーについて

バイオマス、風力、太陽光などの新エネルギーを利用した発電は、環境問題に資することはもとより、複数のエネルギー供給源を持つことで、エネルギーの安定供給を確保することが可能となることから、その普及に向けた積極的な支援を図ること。

また、バイオ燃料については、穀物価格等に影響を与えない間伐材など林地残材や稲わらなどを活用する技術開発に一層の取組を図ること。

2. 原子力発電施設及び石油貯蔵施設等について

(1) 原子力発電施設及び石油貯蔵施設等の安全・防災対策の充実により、万全の安全体制を確立すること。

特に原子力発電施設に関しては、耐震性の再点検等、安全性の一層の強化を図り、周辺住民が安心して暮らすことができるよう信頼を確保すること。

(2) 電源立地地域対策交付金制度、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度の拡充強化を図ること。

3. 鉱業法改正の検討について

自然環境の保全等のため、鉱業法を自然公園法、森林法など関係法令に配慮したものとするとともに、出願の受理に当たっては、自然保護に努力を重ねている関係市町村との事前協議を義務付けること。

4. 石炭対策について

旧産炭地域の特別な財政需要に伴う、地方交付税等の財政支援並びに特定地域開発就労事業の充実強化とともに、我が国の高度な炭鉱技術の海外移転を推進する「産炭国石炭産業高度化事業」を拡充すること。